

新潟市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第41号

新潟市市税条例等の一部を改正する条例

(新潟市市税条例の一部改正)

第1条 新潟市市税条例(昭和37年新潟市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第63条の2第1項」の次に「, 第76条の7第1項」を加え、「及び第2号」を「, 第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第43条第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は第19項の規定による申告書に限る。), 」を削り、「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書, 第94条第1項」に改め、同条第3号中「第43条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。), 」を削り、「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書, 第94条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第43条第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第43条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその

日の翌日から1月を経過する日

第23条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第23条の2第1項中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

第37条第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第34条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第43条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項

において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項,第2項,第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており,かつ,当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に,当該修正申告書が提出されたときに限る。)は,当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については,次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては,第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合は,当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が,更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合は,当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において,当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは,当該修正申告書の提出期限)までの期間

第44条第2項中「についても」を「がある場合は」に,「によるものとする。なお」を「とし」に,「ときは,」を「場合は」に改め,同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に,「場合にあつては」を「場合には」に改め,「受けたこと」の次に

「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合は、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合は、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第49条第1項中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第52条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第76条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第76条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては、前項」を「には、第1項」に、「、軽自動車税」を「、種別割」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第76条の2を第76条の3とし、第76条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第76条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第76条の3の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第76条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第76条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第76条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第76条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第76条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の規定によつて過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第76条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第86条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第77条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

(イ) 三輪のもの 年額3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3, 800 円

自家用 年額 5, 000 円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3, 600 円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2, 400 円

(イ) その他のもの 年額 5, 900 円

第 79 条（見出しを含む。）、第 81 条（見出しを含む。）及び第 82 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 83 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に、「申告書に」を「申告書を」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 76 条第 2 項」を「第 76 条の 2 第 1 項」に改める。

第 84 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 76 条第 2 項の」を「第 76 条の 2 第 1 項に」に改める。

第 85 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 86 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち、必要があると認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 85 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 87 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 76 条の 2」を「第 76 条の 3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種

別割」に改める。

附則第4条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第8条の2中第7項を第12項とし、第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第13条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章の規定にかかわらず、新潟県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の3 市長は、当分の間、第76条の9の規定にかかわらず、新潟県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条の4 第76条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「新潟県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第13条の5 市は、新潟県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として新潟県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の5第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第14条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第14条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第14条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第14条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(新潟市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟市市税条例の一部を改正する条例(平成26年新潟市条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第78条及び新条例」を「新潟市市税条例第78条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第78条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第78条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

第78条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第14条第1項の表以外の部分	第78条	新潟市市税条例の一部を改正する条例(平成26年新潟市条例第45号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第78条
附則第14条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第78条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第14条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第78条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第14条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第78条第2号ア(ウ) b

	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

第3条 新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成27年新潟市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「, 新条例」を「, 新潟市市税条例」に, 「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め, 同項の表第9条第3号の項中「第43条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り, 「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書, 第94条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中新潟市市税条例第49条第1項, 第52条及び附則第8条の2の改正規定並びに附則第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中新潟市市税条例第9条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第37条, 第43条及び第44条の改正規定並びに第3条（次号に掲げる部分を除く。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (3) 第1条中新潟市市税条例第8条の改正規定, 同条例第9条の改正規定（各号列記以外の部分中「第63条の2第1項」の次に「, 第76条の7第1項」を加える部分, 第2号中「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書, 第94条第1項」に改める部分及び第3号中「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書, 第94条第1項」に改める部分に限る。），同条例第23条, 第23条の2第1項及び第76条の改正規定, 同条例第76条の2を同条例第76条の3とし, 同条例第76条の次に次の1条を加える改正規定, 同条例第76条の3の次に6条を加える改正規定, 同条例第77条, 第78条, 第79条及び第81条から第87条までの改正規定並びに同条例附則第13条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第14条の改

正規定並びに第2条の規定並びに第3条中新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成27年新潟市条例第40号）附則第5条第7項の表第9条第3号の項の改正規定（「第94条第1項」を「第76条の7第1項の申告書，第94条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

(4) 第1条中新潟市市税条例附則第4条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）第37条第4項の規定は，前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第37条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第4条の規定は，平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第23条及び第23条の2第1項の規定は，前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

4 新条例第43条第5項及び第44条第4項の規定は，前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第3項又は第44条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き，新条例の規定中固定資産税に関する部分は，平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し，平成27年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の2第5項の規定は，平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による

改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第8条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第8条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第8条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第8条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。